

教授会，大学院教育学研究科委員会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成13年 3 月16日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

教授会，大学院教育学研究科委員会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱いの一部を改正する取扱い

教授会，大学院教育学研究科委員会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い（平成12年 3 月21日部局長会申合せ）の一部を次のように改正する。

本則を本則第 1 項とし，同項中「事由」を「もの」に改め，本則の次に次の 2 項を加える。

第 2 大学が企画運営する行事とは，次に掲げるものをいう。

- (1) 教育実地研究に関する行事
- (2) 就職に関する行事
- (3) 介護等体験に関する行事

第 3 大学が企画運営する行事により教授会，大学院教育学研究科委員会等を欠席する場合は，会議の前日までに申し出ることとする。

附 則

この取扱いは，平成13年 4 月 1 日から施行する。

教授会，大学院教育学研究科委員会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
公務による出張中とは，次に掲げる事由をいう。 <u>1</u> 服務上，「出張」として取り扱われるもの。（旅行命令によるもの。） <u>2</u> 服務上，「研修」として取り扱われるもの。（研修願によるもの。） <u>3</u> 「公務外出」として取り扱われるもの。（公務外出の申請によるもの。）	<u>第1</u> 公務による出張中とは，次に掲げるものをいう。 <u>(1)</u> 服務上，「出張」として取り扱われるもの。（旅行命令によるもの。） <u>(2)</u> 服務上，「研修」として取り扱われるもの。（研修願によるもの。） <u>(3)</u> 「公務外出」として取り扱われるもの。（公務外出の申請によるもの。） <u>第2</u> 大学が企画運営する行事とは，次に掲げるものをいう。 <u>(1) 教育実地研究に関する行事</u> <u>(2) 就職に関する行事</u> <u>(3) 介護等体験に関する行事</u> <u>第3</u> 大学が企画運営する行事により教授会，大学院教育学研究科委員会等を欠席する場合は，会議の前日までに申し出ることとする。 <u>附 則</u> <u>この取扱いは，平成13年4月1日から施行する。</u>